

第4回原子力損害賠償円滑化会議

日時 平成24年3月23日(金) 09:00~11:06

場所 経済産業省本館17階 西7 第1特別会議室

開会

○守本参事官

おはようございます。定刻となりましたので、第4回原子力損害賠償円滑化会議を開催させていただきたいと思っております。本日もご多忙の折、ご参集いただきまして大変ありがとうございます。それではまず開催に当たり、柳澤光美経済産業副大臣からごあいさつをちょうだいしたいと思います。

○柳澤副大臣

皆さまおはようございます。ご苦労さまです。去年の発災から1年が過ぎまして、私も9月5日に原子力災害現地対策本部長を仰せつかって5人目の本部長ですが、最長になります。私自身、自分の目で見、耳で聞いて、肌で感じなければいけないということで、警戒区域はもちろんなのですが、避難区域をくまなく歩かせていただいて、実はいわきから南相馬まで、夜に車を走らせる経験もさせていただきました。それから福島第一の事故現場に何回も足を運ばせていただきましたし、福島第二も見せていただき、私自身は市町村長さん、議会の皆さん、仮設を受け入れていただいた近隣の市町村も全部回らせていただいて、仮設の中では住民の皆さんの声も聞かせていただいてきました。正直言いまして、本当に胸が痛いというよりは、胸が張り裂ける思いで、私自身、長野の小さな村の農家で育った人間ですから、自分のふるさとに帰れない、あるいは自分の実家に帰れないというのは自分に置き換えたときに非常に強い衝撃を受けました。

私は決起集会等も必ず本部長になってからは出させていただいて、皆さんに訴えさせていたのですが、一義的には確かに東京電力の責任があるとしても、政府、そして国の責任ですし、最後までみんなで福島の皆さんが一日も早く、一人でも多くの方が家に戻れる、特に首長さんを初め、できるだけ早く戻りたいという思いが強くあるということをお願いしていかなければいけないという思いで、取り組みをずっとさせていただいてきました。

そして2月10日に復興庁ができて、ワンストップで、いよいよその下に私たちオフサイトセンターも、あるいは環境省の環境のいわゆる除染の事務所も、そして復興庁のインフラも、県も、

全部ワンストップでいよいよ体制を整えようという状況になってきました。

昨日も現地を往復させてもらったのですが、特に警戒区域の中の見直しがいよいよ山場に差し掛かってきています。先回お話ししたように、その議論の中ではもう個別の議論ではなくて、区域の見直しに合わせて賠償がどうなっていくのか、あるいは中間貯蔵がどこに置かれるのか、あるいは除染がどういう形で進むのか。それに合わせて上下水道も含めたインフラがどう整備されていくのか、すべてが一貫で動くようになってきます。

円滑化会議は4回目になりますが、私は定型的な請求の処理というのは、東京電力さんの努力も皆さんの協力もあって、ある程度順調に進んできていると。特に自主避難ももう具体的にあれだけの物量ですが、これから大変だとしても動きが始まっている。ところが、これから戻っていただく財物賠償を含めたのは、個別に本当に親身に相談に乗って進めていかないと、とても難しい取り組みになります。一人一人の条件が全部違ってきますから。

実は昨日、現地本部でみんなを集めてこういう話をしました。この取り組みは文科省だと分かっている賠償問題だけではなくて、私たち住民支援班も、あるいは環境再生事務所のメンバーも、そして復興局のメンバーも、賠償のことも全部分かって相談をしていく。そして常に情報を共有化して、言っていることがばらばらにならないようにする。最も大切なことは、「私には関係ない」という答えだけは絶対してはいけない。それで、分からなければ聞いてでも自分が答えを住民の皆さんのところへ持っていくという情報の共有化をどこまで図っていけるのか。ここからが本当に最大の山という大変なのですが、今までの1年間よりもこれからの方はもっともっと大切になるのだという話をさせていただきました。

そういう意味では、この円滑化会議が具体的な情報の共有化と、みんなで力を合わせてどううまく進めるかという、大変大事な会議になると思いますし、事務方は常に情報の共有化を図っていただきたいと思います。そして常に自分のこととしてとらえて、それぞれの皆さんが地域の皆さん、住民の皆さんの立場でどこまで考えられるのかということをお願い、これからも進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○守本参事官

どうもありがとうございました。続きまして、神本美恵子文部科学大臣政務官の方からごあいさつをお願いいたします。

○神本政務官

おはようございます。ご苦勞さまでございます。文部科学省の大臣政務官の神本美恵子です。今日でこの円滑化会議、第4回となりますが、この間もそれぞれの立場で損害賠償が迅速かつ

円滑に進められるために、それぞれの部署で何ができるのか、どのように力を合わせれば迅速・円滑に進むのかということをご議論いただきましたけれども、文部科学省としては、先週末の3月16日、中間指針の第二次追補を紛争審査会において策定いただきました。これは今、柳澤副大臣からもお話がありましたように、避難指示区域見直しに伴う賠償の考え方について示したものです。特にその中で強調されたことは、東京電力には合理的かつ柔軟な対応が求められるということが、今回あらためて明記されました。

私も昨年9月から政務官になりまして、この損害賠償の担当としてやってまいりましたけれども、幾つもの団体の方々、特に避難指示区域内の方、双葉群全体の方、青森県や福島県以外の県からも陳情・要請を受けたのですが、その中で共通して言われるのは、指針に書かれていないことは東京電力の賠償の対象になっていないと。これでは困るのだということを繰り返し、共通して言われました。

だから指針に書いてほしいと皆さんおっしゃるのですが、指針に個別具体のことをすべて書くわけにはいきませんので、指針は類型化されるものについて書いておりますので、それ以外については個別具体的にしっかりと事故との相当因果関係を明らかにして、損害賠償が進められるべきだということを、繰り返し陳情の皆さんには申し上げてきましたので、今日は指針に明示されていない損害への賠償の在り方、第二次追補を踏まえた賠償についてのご議論をしっかりと皆さん方にしていただいて、一日も早い損害賠償を、一件でも多く賠償が進みますように、今日のご議論をしっかりと深めていただくことをお願いしましてごあいさつとしたいと思います。よろしくお祈りします。

○守本参事官

どうもありがとうございました。それでは本日の他の出席者の皆さまについて、お名前のご紹介をさせていただきます。まず、そちらの左の方から、原子力損害賠償紛争解決センターの野山室長です。

○野山室長

野山です。

○守本参事官

文部科学省原子力損害賠償対策室の篠崎次長です。

○篠崎次長

篠崎です。よろしくお祈りします。

○守本参事官

松浦次長は遅れるということですので、続きまして、内閣府被災者支援チームの植田室長です。

○植田室長

植田でございます。

○守本参事官

それから右側の方に参りまして、原子力損害賠償支援機構の丸島理事です。

○丸島理事

丸島です。よろしくお願いします。

○守本参事官

同じく、保住福島所長です。

○保住所長

保住です。よろしくお願いします。

○守本参事官

東京電力、廣瀬常務です。

○廣瀬常務

廣瀬です。

○守本参事官

同じく、福島原子力補償相談室の小川室長です。

○小川室長

小川でございます。

○守本参事官

それから、資源エネルギー庁電力・ガス事業部の糟谷部長です。私の右隣が原子力損害対応室の西田です。私は守本でございます。よろしくお願いします。それではすみません、プレス退出はよろしいでしょうか。

それでは、議事を進めさせていただきます。まず、本日の円滑化会議、議題として三つ掲げておりますが、(1) 原子力損害賠償の進捗状況について、資料1に関して東京電力からご説明をお願いいたします。

議題

(1) 原子力損害賠償の進捗状況について（東京電力及びADRセンター）

○廣瀬常務

それでは、毎月定例でご報告させていただいておりますが、進捗状況についてご説明申し上げます。

ます。

資料1です。まず、最初のシートの下のグラフをご覧になっていただきますと、2月後半ぐら
いから記入をいただいた請求書が、東京電力の方に届く数が少しずつ減ってまいりました。これ
は、ちょうど第2期分の請求がほぼほぼ終わりに近づいていたということで、毎日1000件ずつの
処理をずっとやってきておりましたが、逆に確認すべき請求書の在庫が無くなってきているとい
う状況は前回お知らせしたところでした。

グラフをご覧になっていただいておりますように、3月14～15日ぐらいいから急に増え出して
きております。これは、ご存じのように3月の初めから第3期の請求書をお送りして、それに
記入いただいて戻ってきているという状況でございます。3月19日はちょうど休日の合間でした
ので非常に多く到着しておりますが、これからまた12月、1月のように、たくさんの請求書が届
くのだろうと予想しておりますので、しばらく確認すべき書類が少なかった時期が1カ月ほど続
きましたが、またねじを巻いて1日1000件の処理をしていって、たまらないようにやっていく必
要があると思っております。

法人の方も同様に、3月から同じ時期に始めましたので、また増えてくると思いますので、こ
れも1日500件の確認作業をまた戻して頑張っていかなければいけないと思っております。

文字の方の一番上に書いてありますが、まだ一度も請求をしていただけていない被災者の方に
関しては、前回、1カ月前の2月28日にこの第3回の円滑化会議でお話し申し上げたとき、確か
65%程度だったと思いますが、70%を超えまして、なかなか爆発的には伸びてはおりませんが、
引き続きステディになってきておまして、70%を超えるところまでできております。

その下にある確認の日数であるとか支払いの日数は、たまたまこの1カ月近くは数が少のうご
ざいましたので、目標は十分クリアできているという状況にあります。

一方で、先ほど大臣からもお話がありましたが、自主的避難等についていよいよ始まっており
ます。ご存じのように、それぞれの自治体様、それから福島県さまの大変なご協力をいただいて、
事前に対象となる方々のご住所であるとかお名前であるとか、生年月日であるとかを私どもが把
握した上で、対象者に必要な書類を送らせていただいておりますので、住民票等々の添付が必要
なくなっているということから、すごい勢いで戻ってきております。

私どもがまず対象者と確認できた方々、58万9000世帯を対象に必要な書類をお送りいたしま
した。現在のところ、郵便局に昨日現在で恐らく40万件以上も戻ってきております。逆に郵便局
側のキャパがありまして、1日4万件ぐらいい郵便局から東京電力に送られてきております。芝
郵便局というところですが、多分、本当に大変なご迷惑をかけておりますが、すごい数が来てお
ります。ここには郵送受領累計23万件となっておりますが、もう昨日現在で30万件ほどが当社

に来ております。システムの登録を順次させていただいております。この数字では23万件の受領に対して12万8000件のシステム処理が完了しているということですので、約4万件ずつ届いているということです。

一方で、その確認作業ですが、三千数百名で確認作業をしておりますが、今現在、「確認」というコラムの一番下に約1万7400件/日と書いてありますが、これは最初に数が少なかったところから始めておりますが、現在ではかなり頑張っております、1日2万4000件ぐらい処理しております。それでも今のところ4万件近く届きますので、当然たまっていく状況にあります。ただ、全体の件数を2万4000件で割れば二十数日間で完了します。もちろん土日は多少出る人の数が減りますので、毎日土日とも2万4000件というわけにはいきませんが、土日も出てやらせていただいておりますので、そういう意味では最もたまってしまったときに届いた書類で、今のところ1カ月程度で振り込みまで持っていけるのではないかと予想しております。今現在では3週間程度で振り込めておりますが、どうしてもこれからだんだんたまっていってまいりますので、その辺のステータスは今どういう状況にあるということ、コールセンター等々でお問い合わせがあった場合にはお答えできるような体制にしておりますが、そのような体制で今、ここはまさに最大佳境に入っているところです。

後でお話し申し上げますが、第1号の対象の129世帯に、先週の金曜日に1回目の振り込みが行われておりますので、既に5000世帯弱だったと思っておりますが、対象となる当該の金額が口座に振り込まれているという状況です。これも、1日二万数千件ずつ毎日毎日振り込みをしていく状態になっております。

次の下のシートですが、これはこの前からご報告させていただいているものです。これは自主的避難等とは別で、従来の損害賠償にはいろいろケースがありますが、私どもで金額を算定いたしまして、この金額でいかがでしょうかという合意書を発送してから、合意するという合意書の返送がされるまでの期間がどのくらいになっているかを調べたものです。これは現在被災者様の手元にある合意書を母数として、こちら側から合意書を発送してから何日間たっているかという円グラフですので、当然1日たてばこれが1日増えていきますが、一方で明日になるとまた合意書が戻ってきますので、行ったりきたりという状態です。個人の場合には、まだ2週間以内しかたっていないというのが7割です。法人の場合は、2週間以内というのは87%ということですので、これは大体前回と同じようなペースで戻ってきているという状態です。

一方で、既にお支払いが完了している金額ですが、表の上段の「小計」のところにありますが、仮払い約1400億円を含めて約4700億円のお金が被災者様のお手元に届いている金額です。一方、先ほどお話ししましたが、これは3月19日時点ですが、自主的避難等にかかわる賠償の支払いも

始まっておりまして、この19日現在では2845世帯に対して約13億円のお支払いが完了しているということです。

「5. 賠償金の支払い状況」は、今回新しくお示しさせていただいたものです。私どもが支援機構さんの方に要賠償額として支援をお願いしている金額が、ただ今のところ1兆7000億円ございます。これに比較して支払いの完了している金額が約4700億円程度で、1兆7000億円も支援を要請しておきながら、まだ4700億円しか支払っていないというご批判をいただくことがあります。これは正直申し上げて、1兆7000億円というのは、今後発生するであろう損害の見積もりをした金額ですので、これが全部支払われるわけではないので、現状、どのぐらいの支払いが対象になっていて、実際それに対してどのぐらいの支払いがなされているのかを、ざっくりでございますがつかんでおこうということで、このシートを今回含めさせていただきました。

ちょっとご説明いたしますと、一番左の棒グラフの黒いところに1兆100億円とありますが、これが第1回の11月に私どもが支援機構さんの方にこれだけの総賠償額になるとして、資金の手当をお願いしたものです。これは昨年3月から10カ月分に相当する賠償額を予想して、合理的に見積もって積み上げた数字です。従いまして、3月から昨年12月いっぱいまでの金額を粗々合理的に見積もったものです。

一方で、現在賠償を行っておりますが、ちょうど第2期が終わってまさに第3期に入ろうとしているところですので、そういう意味で非常にいいタイミングで今回このシートを出させていただいたのですが、つまり第1回が最初の6カ月、第2回が次の3カ月ですので、3月から11月末までの対象期間において、まさに賠償行為を今終わりつつあって、第3回の12月、1月、2月に入ろうとしているところですので、実質9カ月分の対象としての賠償がほぼほぼ終わっていないといけないと考えるべきだろうということで、1兆100億円は10カ月対象ですので、これを10分の9にした数字が9000億円です。

一方、現在1兆7000億円の支援要請をしておりますが、それはその上に積み上がっている分です。これはまさにこれから始まる自主的避難の金額であるとか、就労損害、営業損害等を来年の3月まで、このぐらいかかるのではないかと金額を予想して積み増したものです。当然、これはまだ全然賠償に手を付けられておりませんので、これが支払われるわけではないということです。そう考えますと、本来この見積もりが正しければ、9000億円程度の賠償を、今ほぼほぼ完了すべきであろうという分母になるのではないかと想定されます。一方で、先ほどお話ししましたように、約7割の方が請求をしております、3割方が未請求であるという現実もありますので、9000億円のうち7掛けしますと6300億円程度の方が請求していると考えられると思います。従って、9000億円から見ますと現在の4700億円というのがちょうど5割をやや超えたところで

すが、ご請求いただいている分という意味から言うと、これの7掛けですので、 $7 \times 9 = 6300$ 億円に対して4700億円が、今、支払われているということですので、これが75%程度に相当しますが、今、そのぐらいの状況で賠償が進んでいるということ、頭の隅にご認識いただければということで、これはあくまでも大づかみの想定ですが、そのようなイメージだということで、このシートを載せさせていただいたところです。

最後に、これは毎回ご報告している五つのお約束に沿って、われわれが柔軟にご請求に対して賠償している例ですが、個人の方のいわゆる部分合意が481件、それから仮払いを充当するときに柔軟に行ったケースが23件、それから法人に対するいわゆる部分合意が95件、それから第3回に概算払いといって少し前払いをさせていただいているケースが24件です。私からは以上です。

○守本参事官

ありがとうございました。続きまして、原子力損害賠償紛争解決センターの申立状況につきまして、文部科学省からご説明をお願いします。

○野山室長

紛争解決センターの野山です。お手元の資料の1枚紙、「原子力損害賠償紛争解決センター申立状況について」というもの、それから最後から二つ目にとじてある「総括基準の要点」というもの、この二つに基づいて現在の状況等をご説明させていただきます。

まず1枚紙の方です。申立件数が総数1427件ですが、ここに月別の申立件数の推移を書いております。3月は3月22日現在の数字でして、私どもの予測ですと、400件をやや超えるかどうかぐらいが恐らく3月の件数になるだろうと予測しておりまして、9月、10月、11月とさほどの件数でもなかったのですが、12月以降300件に近いところから400件ぐらいまでということで、非常に大変な状況です。これに関して若干敷衍させて幾つかのことを説明させていただきます。

この紙の説明だけでいきますと、そこから後は前回のペーパーと基本的にあまり異なることはありません。申立ての割合は個人が約8割、事業者約2割ということは変わっておりません。それから、弁護士代理の件数が約2割で、残りの約8割が本人申立てという傾向も変わっておりません。パネル協議開催回数は書いてあるとおりです。

口頭審理開催回数も書いてあるとおりでして、福島県の現地に行くことも増えております。南相馬市5件、これは原町でやっているわけですが、ここは原発事故の影響で常磐線のスーパーひたちでさっと行けずに、福島まで行ってから山道を乗車で2時間かけて行くということで、非常に仲介の負担になっております。和解成立数もそこに書いてあるとおり、2けたに乗ってまいりまして、これをさらにペースアップしなければならないと考えているところです。

それから「総括基準の要点」に移りますと、これは3月14日に決定して発表させていただいた

ものですが、外国人相手の観光業その他の事業の風評被害と、弁護士費用を原則 3%、支払額が非常に多い場合は 3%未満で適切な額とし、あとは便宜、増やしたり減らしたりすることができるという内容です。

事件数が増えていることと総括基準等を絡めて若干ご説明したいことは、まず今回の総括基準 1の方で、外国人相手の事業の総括基準なのですが、実はこの基準のうちの①の 1) ア、イまでは、私どもの認識としては、実は昨年 8 月 5 日の中間指針と実質的に同内容のこと、中間指針に書いてあることを言葉を変えて言えばこのようになるということです。では、なぜそのようなことを総括基準にしたのかというと、東京電力の方がこの考え方を否定する主張を当センターにしてくるからです。端的に言うと、平成 23 年 5 月末までの予約控え及び解約による損害以外の外国人観光客に対する損害は全部否定するのが中間指針の趣旨であるという主張を現在もなお続けておられます。それはおかしいのではないかとわれわれ内部で検討して、この総括基準のとおりであるということは繰り返し何度も何度も議論して、そのとおりだということで、担当の事件の仲介委員からもそう考える余地はないのかという示唆をしておりますが、まだ東京電力の方の主張は変わっておりません。このようなことは、風評被害に関する請求の随所にいろいろ形を変えて見られるところです。

先ほどの申立件数の方に戻りますと、私どもは正直、月間 400 件ペースで行くというのはかなりわれわれの仲介委員、調査官の負担の限界に近づいているなというのが率直なところです。なお、増員の手当を準備中ですが、基本的に増員で対応するような問題なのか、もっと構造的な問題があるのではないかと考えております。端的に申しますと、東京電力の方でもっと賠償について民間企業として内部努力をしていただきたいと思っております。私どもが事件を通じて見ておりますと、例えば東京電力に被害者からの直接請求があつて、東京電力が査定をされると。それで査定額を下回ると、どうも賠償の現場では「もううちはこれ以上相対ではやりませんからセンターに申し立ててください」と、すぐそのようなことを言うというような対応がコールセンターからも、あるいは申立事件からも聞かれております。あるいは先ほど神本政務官からもご指摘がありましたが、今なお指針に明記されていなければ、「これはうちでは賠償できないからすぐセンターに申し立ててください」と、こういう対応のようです。

私ども ADR や裁判所は、税金で運用されている公の組織です。民事司法全体のキャパシティをはるかに超える賠償件数を生じさせる本件事項を発生させた東京電力の立場としては、こういう税金で運用されている民事司法部分にすぐ持っていくという扱いではなくて、指針に書いていない請求をされたときにもっと内部で検討する、センターや裁判所への申立件数が増えないようにするという自助努力が、もっと必要ではないかということを最近痛感しております。

そのようなことの一つの表れとして、先ほどの総括基準をご紹介しましたが、指針に書いていないこと以前の問題として、指針から明らかに読み取れることについてすら否定する主張をし、その東京電力の主張が正しいのかの検討に多くの仲介委員や私ども仲介室が忙殺される。一体このようなことでいいのだろうかということを強く感じているところであります。指針に書いていないことに対応しないという問題があることのほかに、それ以前の問題があることもご認識いただきたいと思ひまして、あえて紹介いたしました。

当センターにおける東京電力の対応というのは、まだ非常に戦闘的な訴訟モデルです。私どもが思っておりますのは、当センターに来る事件が多いのは、東京電力の賠償基準に非常に問題があることのほかに、昨年9月以降の賠償対応で福島県民をはじめとする被災者の方々が、東京電力に対する信用を失ってしまった、とにかく東京電力に請求するのすら嫌だということで、うちに申立てが来る、そのような件数も相当増えていると思ひます。それから、自分の査定額に合わないとすぐセンターに申し立ててくださいということを東電の社員の方々が末端でおっしゃっておられる。そのような対応も改めて、もう一度レビューしてそこそこの賠償額が出せないのかということを考えていただきたいと思ひます。

一件しかない紛争を解決するという問題ではありません。何万件も、何十万件もの事件をどのように処理するかということですから、東京電力のところで賠償の手厚い対応をしないとうまく解決しないということは、私どもは自明の理だと思ひますので、まずはそういうことをお考えいただければということ、最近とみに感じております。

例えば指針に書いていないことはどんどん個別対応が必要になるということは、先ほど副大臣・政務官からご指摘があったことで、誠にそのとおりだと思ひます。私どもが見ていますと、東京電力の方は結局、代理人弁護士が付いていても、代理人弁護士にはほとんど裁量権がなくて、東電本社の法務担当に持ち帰って受け入れられるか受け入れられないかが検討されているようです。しかし、個別の損害賠償をきちんと判断できる能力のある社員の方は、たとえ1万人体制にしたとしても実際は数名か十数名か数十名ほどのオーダーなのだろうと思ひます。

それでは結局は個別の問題の解決はなかなか進まないわけですし、やはりアウトソーシングですね。もっと弁護士さんを雇い、その弁護士さんにもっと権限を譲るといったことをしないと、賠償の処理件数の増加とかスピードアップは図れないのではないかと感じております。それから、指針外のことについても大量の資料を要求して検討するような、何やらそのようなことも当事者間でなされておりますが、むしろこれは方向が逆なのではないか。精査していくというのは方向が逆なのではないかと感じております。

風評被害というのは、何も原子力に関する科学的な専門的な事項を判断に要するわけではあり

ません。むしろ一般の方が、放射線に関するいろいろな情報を聞いて、放射線に関するいろいろなものを避けたいと思うかどうかという、これは常識的な判断、原子力に関する専門的な知識がなくてもできる常識的な判断、文科系の人間で十分できる判断であると私どもは考えております。また、中間指針に書いてあるとおり、証明の程度の緩和や客観的な統計データその他、簡易に損害額を算定できる方法等をどんどん用いて、東京電力の内部でもっと解決ができるようにということをお願いしたいと同時に、センターにおける訴訟態度も、訴訟におけるような戦闘的なモデルはおやめいただいて、もっとセンターと申立人と東京電力が共同して、友好的にどのような合理的な解決案が考えられるのかというような対応をしていただければと思います。

これから個別判断を要する事項が多くなるということは副大臣のご指摘のとおりだと思います。そうすると、やはり証明の程度の緩和や、いろいろな統計データ等を用いた簡素な認定のようなことがどんどん必要になっていきますし、判断を要する個別の件数が増えていくこととなりますと、これはもう判断できる人間を増やしていくしか方法はない。アウトソーシングしていくべきではないかというようなことを最近考えております。当センターの処理能力もなかなか厳しいところが出ておりますが、税金で運用されている外部の機関を自動的に使えるのだという感覚ではなく、自分たちの内部で処理できる体制を考えていただきたいということです。

以上です。

○守本参事官

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明に関連しまして、ご質問、ご意見等あれば、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。また全体の議論をさせていただきますので、必要があればその場でもお願いできればと思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。議題2に関連して、中間指針に明示されていない損害に対する賠償の対応状況につきまして、東京電力からご説明をお願いいたします。なお、すみません、少し時間が押していますので簡潔にご説明をいただければと思います。

(2) 東京電力の原子力損害賠償における課題について

○小川室長

資料3-1ですが、簡単にご説明いたします。「中間指針に明示されていない損害に対する賠償の対応状況」ということで、大きく二つぐらいのポイントがあると考えております。

一つ目は、「自主的避難等に係る損害の対象区域外地域に対する賠償」ということです。実は昨日、かねてより白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部というものがあまして、ご承知の

自主的避難の対象区域から外れた県南地域あるいは会津・南会津地域の方々、私たちにも賠償をということで申し入れをいただいておりますが、昨日、「賠償案」に記載しているとおおり、昨年の3月11日時点で県南地方に居住していた妊婦の方及び18歳以下の方に対しまして、自主的避難に係る損害について、避難の有無にかかわらず、1人20万円を賠償するというご回答をさせていただいているところです。現在、対策本部においてはこの受け入れができるかどうかをご検討いただいているところです。

二つ目として、「観光風評被害の対象区域外地域に対する賠償」ですが、ご承知のとおり、指針に記載されている福島県、栃木県、群馬県、茨城県、これらの県以外のところに対しても、実際の賠償あるいは賠償の交渉を始めているところです。まず(1)千葉県ですが、既に本年の1月10日から太平洋沿岸の市町村の観光業者に対して中間指針対象区域内と同様、五つの基準でもって賠償を開始しているところです。

千葉県の太平洋沿岸地域以外の地域につきましても、今年の1月末から2月中旬にかけて各市長村にヒアリングを実施し、併せて観光入れ込み客または売り上げの減少を証する資料、及びその減少が原子力発電所事故による影響であることを証するための資料をいただいたところでありまして、現在、その資料を元に賠償の可否等について検討させていただいており、今週中を目途に結果を回答する予定になっております。

また、(2)福島以外の東北5県ですが、2月16日から山形県米沢市の観光業者に対して、昨年5月31日までの原子力損害について賠償を開始しております。また、山形県のその他の地域、あるいは山形県以外の東北5県につきましても、旅館組合の皆さんと今現在協議を実施させていただいているところです。

1、2に述べたこと以外で、今、団体と協議中の案件は、農林水産業の風評に関して18件、観光業の風評被害に関し15件、サービス業の風評被害に関して7件、団体様からの申し出を受けて、現在協議を進めているところです。以上です。

○守本参事官

ありがとうございます。続きまして、原子力損害賠償支援機構から資料3-2、ご相談者からのご要望を踏まえた課題についてご紹介をお願いします。

○保住所長

原賠機構の保住です。ご紹介させていただきます。

資料3-2(参考)を中心にご説明申し上げたいと思います。ご案内のとおり、機構では昨年10月末から主に福島県内の仮設住宅に対する訪問相談などを行ってきましたところ、2月26日に一巡したということで、その間いろいろな相談活動を行っておりまして、延べ4510組の方からご相

談を賜っております。その中で寄せられたご要望等を集めた数が合計 9015 件ありまして、それを集計あるいは主な損害項目ごとにまとめたものが参考資料のかぎ括弧の部分であります。

(1) 精神的損害の関係では「今後の生活の見通しに対する不安」、次いで、「ペットを亡くしたことによる苦痛の賠償要望」が 2 番目に多いという結果になっております。

(2) 「生活費増加分・避難費用」ですが、精神的損害全体に対して、約 2 倍の 1729 件と多くの要望が寄せられております。生活費増加分に関する要望としては、「避難先で購入した衣類や家具などの費用を賠償して欲しい」というのが最も多いという内容になっております。

かぎ括弧の下の方の矢印の項目は、相談者の方が東電から賠償を拒否または減額されたという事例の中から、関係する主なものを抽出したものです。最初の事例は、東電の社員によって見解が異なっている事例です。2~4 番目の事例については、相当性であるとか合理的範囲から賠償されなかった事例と思われまゝ。恐らく東電の社内基準というか目安が、かなり現場では厳格に運用されているのではないかとと思われる事例です。

②が「移動費用等」ですが、衣類・家具の賠償要望に次いで多いのが、「避難先に支払った謝礼等を賠償して欲しい」というものです。これについては 3 回目の賠償請求に対する東電による支払いから対象になっていると理解しております。その次が「離散した家族の相互訪問費用」であるとか、ここに記載してある生活費増加分に関する賠償要望が多いという結果になっております。

③「財物価値」についてはご案内のとおり、こういった要望が全体の 17% と非常に多いという結果になっております。拒否された事例として、例えば避難の際に道が不案内でカーナビを取り付けたという事例がありまして、カーナビ本体の購入費用は賠償費用として認められたが、それを取り付ける際に車を補修しなければいけない、その修理費用は財物関係ということで賠償されなかった、などの事例がございます。その他、避難のときに連れ出すことができなくて亡くなった猟犬であるとか、仮設住宅のペットの持ち込みが禁止されているためペットを預ける預託料も、恐らく財物関係だと思われるのですが、賠償が認められていないという現状になっております。

(4) 「営業損害」につきましては請求内容が非常に個別性が強く、集計による累計が難しかったという事情がありました。事例として挙げていますが、休業損害については 3 月まで認めるが、廃業している場合にはそれ以降は支払ってもらえていないという相談の申し出もありました。

(6) が自主避難でして、これは福島から山形や新潟などに自主避難されている方のご要望などを取りまとめたものです。

「2. 個別事情を踏まえた損害賠償」は、課題と思われるようなものを整理したものです。(1) 避難中に健康を悪化させ死亡あるいは病気を悪化させた場合の親族などから精神的損害などに関して、「その他」という項目に記入をいただくことに対する不満が少なくないという現状にあります。

す。家族が亡くなられた請求事案で、遺族の関係ですが、東電からの回答が遅延しているという申し出もありました。

また、避難区域の帰省先の実家に滞在していた方が、滞在中に原発事故が起こって、避難指示で避難して、いろいろな事情があつて病院で予期せぬ治療行為を受け、避難とその治療行為の関係については医師の診断書もある。ただ、東電からは、その方の住所地が対象区域外であるという理由で賠償額は0円という回答をいただいたという事例もありました。一時立入費用と避難費用については、「実際、一時立入した回数分だけ賠償をして欲しい」という要望が多数寄せられております。東電社員の方が現場でいろいろと相談をさせていただいているのですが、その際に、月1回とか2回しか認められないと、請求の相談段階で請求内容を制限している事例も多数ございました。移動費用については10回分しか認めないとか、県外への避難に伴う引っ越し費用は2回までしか認めないと言われたという事例もありました。

②領収書関係ですが、「領収書がないが損害賠償したい」という要望、あるいは証明書類がないので賠償請求をあきらめているといったご不満が非常に多く寄せられております。また、相当性や損害額の認定に関する要望だと思われそうですが、否認された主な事例としては記載のとおりです。事故直後のコインランドリー代であるとか、自動車を洗うコイン洗浄代金とか、そもそも領収書の取得が難しいような事例も挙がってきております。

③仮払い補償金の賠償金の充当については、「年金生活者のため、賠償金から仮払金が差し引かれるのが不安」というご懸念が多数寄せられております。

(3) 追加請求手続き関係では、いわゆる減額問題との関係で支払い保留となっているものや領収書をその後入手したものなどについて、請求したいという事例が多いという結果となっております。

「3. 減額内容」関係については、この会議でも、福島県からもご指摘されているとおりです。機構の相談においても記載のような事例が寄せられております。

まとめてみますと、やはり相当因果関係という個別性の判断よりも、どうも社内基準をかなり重視として適用しているのではないかと思われるような事例が幾つかあります。請求者にすると、社内基準がまだないとか、当てはまらないものについては、資金繰りが苦しければ納得せずに合意書に署名するか、もしくはADRに申し立てるしか現実的な選択肢がないという状況にあるのではないかと思われます。そういう意味で、やはり個別事情を踏まえて公正な賠償を行っていく必要があるものと考えているところです。

資料3-2の初めの2枚紙は、こういった現状を踏まえて、東電とワーキンググループレベルでご議論をさせていただいている項目です。以上です。

○守本参事官

どうもありがとうございました。それでは、続けてになりますが、中間指針で類型化されていない損害に対する賠償に関する対応方針を資エ庁の方でたたき台をつくっておりますので、簡単にご説明をしたいと思います。

○西田企画官

資源エネルギー庁の西田です。ただ今ご説明がありましたような問題について、今後の対応方針についてたたき台としてまとめさせていただいております。資料3-3です。

まずは現状認識ですが、中間指針で類型化された定型的な損害の賠償については、円滑な対応が進みつつあるという認識をしているところですが、一方、相当因果関係が相対的に薄く、定型的な損害に準じて認識することが困難なもの、あるいは損害の範囲などを特定することが困難なものについては、まだ賠償の方法についての類型化が進んでいない状況です。従いまして、協議の停滞や長期化が見られる現状です。こうした問題への迅速・的確な対応が被災者の立場に立った親身・親切的な賠償の実現を実施するに不可欠ということとして、この分野の取り組みの強化が必要であると考えているところです。

具体的な方向性としては2.に記載されていますように、要因が単一でないなどの損害について、きめ細かく範囲を確定し、適切な賠償水準を提示していくことが求められるのではないかと。そのために、下に書いてあるような方法を適用して、あるいは組み合わせることによって、より柔軟かつきめ細やかな対応を進めていくべきではないかということです。

具体的には(1)指針の類型化の考え方が適用できる場合にはその準用、(2)賠償金額・比率を調整することによる賠償対象の認定の柔軟化、最後に、(3)多様な原因による被害がある場合、原子力損害との関係がより深い項目を抽出することによる賠償対象の認定の柔軟化といった柔軟な対応が必要ではないかということです。

一応、以上です。

○守本参事官

どうもありがとうございました。それでは、ただ今の件につきましてご議論をいただければと思っております。今日の議論の対象のその1ということです。恐らく、先ほど議題1の中で野山室長の方からご指摘があった件についても、やはりこういうところと密接に関係していると思いますので、そういった点も含めて、ご議論をいただければよろしいかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○野山室長

東京電力の中間指針に明示されていない損害に対する賠償の対応状況ということですが、主に

被害者の側が組織立って交渉に当たっておられる事例の紹介だと思います。最後に団体からの申し出を受けということがありますが、組織立たずに個人が請求してきた場合に、非常に個別性の強い損害について、どのような対応をされておられるのか少し教えていただければと思います。

○廣瀬常務

それはそれはたくさんのケースがあると思いますが、テレビを買ったらどうするかとか、そういった一つ一つがあって、それこそ本当に、今ここに一つ一つを持ち合わせておりませんが、まさに、いわゆる指針を超えて対応することに関して、大きく言って二つのパターンがあると思っています。

一つは、資料 3-1 に書かせていただいているように、われわれとして大きな基準そのものから一步踏み出すということだと思っています。当然、基準から踏み出すことによって、そこに対象となる損害を受けられた方々がたくさんいます。このケースで言えば、例えば房総地区で観光業を営んでいらっしゃる方は実にたくさんいらっしゃるわけで、そうした方々に対してこうした基準を拡大することによって多くの旅館やホテルを営んでいらっしゃる方等々が対象となってくるというケースですが、これはこうしたことで例示がしやすいわけですが、もう一方としてはまさに個々の具体的なケースというのがあって、これは本当にあまた、たくさんあるわけです。

私どもの先ほどの最初の資料にもありましたように、私どもが今、受け付けている請求のケースは 12 万件ございます。自主的避難の申し込みは、今、40 万件に届きつつあるという状況ですので、それはそれはたくさん、個々の百人百様のケースがあって、それをどこまでわれわれがお聞きして、それに対して一つ一つお答えできているかということが、まさに今日問題のところだとは思っておりますが、それはそれはあまた、たくさんあると。すべてがすべて、一律でクロスカットに対応するというのも当然できませんし、先ほど保住さんのケースでもありましたように、むしろ私どもの本社の方で一律の線を引けていなくて、あの担当者に聞いたらこう言ったけれど、この担当者に聞いたらこう言ったという、先ほどのケースにもありましたが、逆にそうしたケースも当然出てきています。むしろ、そうしたケースが個々のあの人のケースとこの人のケースはどのぐらい違うのかということにもよるとは思いますが、そうした対応はたくさんあるのだと思っております。

すみません、一つ一つここでケースを持ち合わせておりませんし、それはそれはたくさんのケースがあると認識しております。

○野山室長

私どもとしては、やはりまだ個別のいろいろなケースが山のようにあるのに、まず本社がきめ細かく基準を策定していくのは、一つの方法としては結構ですが、もうその方向だけで対応しき

れるものではないはずであると。いちいち本社決裁などをしていては対応できないほどのあまたのいろいろな個別のケースが、いっぱいあるはずだと。そうすると、人の会社の中のことを申し上げるのも本来は差し控えるべきことなのかもしれませんが、問題の大きさに照らしてあえて申し上げさせていただくと、先ほども申し上げましたが、やはり裁量を持った判断権者を増やすとか、そういう方向を一つ考えていくべきではないかということです。

それから、あまり細かな言葉をあげつらうつもりもありませんが、例えば基準を踏み出すとか、何か中間指針に具体的に書いていないことをやるのがあたかも特別であるかのような、そういうご発言自体が、福島県をはじめとする被害者の方々の感情を非常に逆なでするところがあります。私どもは従前から言っているとおり、指針に書いてあることも賠償の対象であり、指針で書いていないことにも賠償の対象になるものがあるのに、指針に書いてあることだけを原則として賠償の対象とするという、昨年来東京電力の取っておられた方法は、指針に書いていないことにも賠償の対象になるものがあるのに、それに対して原則として対応しないという意味で、原子力損害賠償法に違反する事態を生じさせているのではないかということ非常に今、危惧しております。

ということで、そもそもの判断権者を増やさないと対応できないのではないかと、一つ重大な問題として発言させていただきます。

○柳澤副大臣

いいですか。一つは、資料3-1の中間指針に明示されていない損害に対する賠償のあれですが、このところ、宮城県知事が来られたり、山形県知事が来られたりということで、山形県知事は北海道も代表してという、東北・北海道というお話でしたが、ちょっと誤解を恐れずに言いますが、東京電力あるいは国に金のなる木があったり打ち出の小槌があってお金が幾らでもあるということではないと思うのです。それは巡り巡って電気料金あるいは税金になれば、国民に負担がかかってくる。とすれば、そこにこういう指針を出して線引きをしていかなければいけない。その中で、ブレーキをかけながら、少しその辺、この指針にない山形とか何かというのは、少しずつ整理していく時期に来ていると思いますので、みんなで少し英知を集めて、どこまでやるかというあたりは、少し整理していく時期に来ているのだらうと思います。

それからもう一つ。今、現地本部でうちの住民支援班のメンバーは区域の見直しで、今、住民説明会の議論がほとんど賠償の問題になってくる。お金が絡む問題というのは比較間の問題ですから、「隣の木が1本1万円だったのに、うちがなぜ5000円なのだ」という議論になると、もうすべて個別の問題になります。ですから、この辺をどこまで類型化できるのか。

昨日、私が現地で指示していましたのは、住民説明会等で出てきた賠償に絡む問題を1回全員

で整理してくれと。それに対して統一の問答集というか答え方をある程度整理して、共通で答えられないと駄目だろうという準備に今、入らせていただいています。私の下には復興局も環境再生事務所もメンバーで入っていますから、このメンバーがタグを組んで全体で対応していかなければいけないという話をさせていただいてまして、ここからの取り組みはもう言い逃れで、「私のところ関係ない」と、例えば「賠償問題はもう文科省に聞いてくれ」「僕ら関係ない」あるいは、「除染は環境省だ」「インフラは国土交通省だ」というようなやり方では絶対にうまくいかないと思っていますから、原則はこの円滑化会議でもあちらが問題だ、こちらが問題だではなく、だったらここでみんなでどうするのだということを踏まえた議論をして、少しずつ類型化をして整理をしていくことが今一番大事だと思いますので、そのスタンスをぜひ大事にさせていただきたいと思います。

○守本参事官

ありがとうございます。すみません、私も本件に関して、事務局としていろいろ進めさせていただいている中で感じているところを、恐縮ですが申し上げさせていただきます。

野山室長からご指摘があつて、われわれも問題意識は共有してまして、紛争センターに集中してその事務が回らなくなるという事態は決して望ましいことではありませんし、できるだけ東京電力の方で処理するというのも、それはそのとおриだと思うのです。まさにそういう問題意識で、前回いろいろな対応策を検討させていただいて、そのときにも申し上げたのですが、やはりこの話というのは、恐らくある程度定量的に考えないといけない問題だと思っていますので、いろいろデータに基づいた議論をさせていただきたいということをお願いさせていただいています。

それからもう1点は、実は人員的には、これは圧倒的に東京電力の方に人員があるのは明らかですので、例えばセンターの方に行った案件のうちで、これはセンターで紛争性を持たせなくても、事実関係をうまく処理できれば回るのではないかというものについて、例えば東京電力の方と話をしながら確認をしていくことで、随分負担が軽くなるのではないかというご提案もさせていただいているところなのです。しかし、大変残念なのですが、そういうところについては、センターの方からは「できません」というご返事をいただいています。

それから、今回もデータをお出しいただきたいというお願いをしているのですが、それはお出しいただいていないという中で、やはりわれわれとしても全体を見つつ、どうしていくのが一番いいのか、相互に意見・情報を交換しながら積み上げていくのが必要なのかなと思っているのですが、そのプロセスが詰まっているというところを非常に残念に思っておりますので、そのような点はぜひご配慮いただければと思います。

○野山室長

すみません、今の「できません」というのは何のことでしょうか。私は分からないのですが。

○守本参事官

これは、実は機構と文科省、それから私どもで、どのような形でセンターの負担を軽くするような手続きが取れるかということで、確か前回の円滑化会議の前からそのご相談を申し上げて、恐らくお手元には行っているはずだと思います。その提案についても必要であればまたお出しすることはやぶさかではないですし、ここでそれを具体的に議論する場ではないと思うのですが、私が申し上げたかったのは、例えば、そちらの方を簡単に申し上げると、センターの方からご指摘があって、要するにセンターに来る必然性のないものもどんどんセンターに回されるというお話でしたので、そういうものについて東京電力の人員を使って事実確認をするような仕組みが取れないかというご提案をしたところ、それはできないというお話をいただいたということです。

それから、可能であれば、例えばここで前回申し上げたのは、センターの方でご発表された東電の対応についてというのがありました。私どもも実はそのように東電の方でいろいろ遅延させている部分があるということは認識しているのです。そういうところについて、できれば今後、やはり進めていく上で、実際にどの程度そのようなものがあつたのかということ、まさに前回の場で、これをフォローアップしていきましょうというお話をさせていただいたところです。今回はそれをメインの 이슈にするつもりはないですし、時間もないのですつもりではなかったのですが、そういうところについて、ぜひご協力をいただければと思っているところです。

○野山室長

すみません。経済産業省やエネ庁の提案などというのは私は全く聞いたことがないので何のことなのか分からなかったのですが、機構から今おっしゃったようなご提案があつたことはあり、私どもは、アイデアは非常に貴重なので前向きに検討はしたい。ただ、機構のおっしゃったことを私ども準司法機関という立場から、なかなかすぐそのままでは受け入れられないから、どのような形で受け入れられるかを検討するという、私はそのように認識しておりまして、拒否したなどと言われるのはちょっと心外ですし、びっくりしたというのが正直なところです。

なお、すみません、ここにおられる方は行政機関としての活動しかご存じないので、準司法機関として相対立当事者がいる中で中立的な立場で裁定するという制約の中では、やはり行政機関の経験のない人から提案されたものが、なかなかそのままずっと受け入れられるものではないと。ただ、いろいろ事件処理の合理化のためにできることはやっていきたいと、これが基本的なスタンスです。ですから、少なくとも機構からご提案があつたものがそのままの形で実現できないということは、多分うちのセンターの誰かが言っていると思いますが、別にできないとかそういうことを言っているわけではなくて、準司法機関としての性質上、被害者、申立人もいる中で、す

みません、正確に言えるかどうか分かりませんが、例えば私どもからして当初の案がそのまま受け入れられないのは、何か東京電力の社員の方が当センターの仕事を一部分担するみたいなことが、そのまま露骨に出てしまうような案でありまして、それは申立人に中立性の疑問を抱かせるところです。ですから、私どもとしては、申立て後もいろいろ相対交渉をしていただく中で、例えばこういうルールでこういうことをしていただけないかというような形がつかれないかということ、一生懸命検討しているところです。そのようにご理解ください。

○守本参事官

はい、大変……。

○柳澤副大臣

ちょっと、一ついい？ 4回目になっていよいよ本番に入るところで、こんな入り口の議論をしているのは、僕は問題だと思っている。いいですか。うちが大変だとか、そちらは大変ではないとか議論を始めたら、あなたね、だったら現地本部に入って住民をたくさん集めたところで説明会に出てくださいよ。そちらと同じようなことを僕らも全部やってるんですよ、住民の皆さんに。それを、みんなで共有化してどう進めようかというために、この円滑化会議があるのでしょう。私のところが大変だと。みんな大変なのですよ。「それは全部東京電力だ」と投げるのは一番簡単なですよ。僕は半年たって、ずっと決起集会とか何かでもずっとお願いしてきたことは、全部決起集会は東電、それから政府に対しての鉢巻き巻いての決起集会ですよ。私は、政府として逃げるつもりは全くありません。しかし、政府とか国がやれることには限界があります。だから、県も市町村も住民の皆さんも一緒に、私たちは福島のためにやっているのではありません。福島の皆さんとともに、去年の3月11日の以前にどこまで戻せるか、真剣にやっているのです。ですから一緒にやってくださいと。あちらが悪い、こちらが悪いと言い合ってもどうにもならないでしょう。だとすれば、そちらにいっぱい入っている。私たちにもいっぱい入っていますよ。それを僕らは一生懸命、相談に乗って現地へ行って這いずり回っているのですよ。そんなことをお互いに言い出したら何も進まないじゃない。

○野山室長

失礼いたしました。すみません、言い訳するつもりはありませんが、私どもは機構と相対で機構から提案を受けたということで、この円滑化会議の仕組みの中で提案を受けたという形では、機構からは話を聞いておりませんでしたので、すみません、そういう行き違いがありました。私どもも一生懸命やりたいということは事実ですし、私どもも手続きの仕組みを一生懸命つくりたいと思っておりますのでよろしくご理解を……。

○柳澤副大臣

もう一つ、ちょっとお願いしておきたいのですが、恐らく、そちらに行っているのはかなりこじれたりしたり元気のいい人なのです。実は住民説明会で一番つらいのは、声のでかい人と、ごねる人なのです。例えばホットスポットの住民説明会を福島でやると、そこに住民じゃない人が来てやるのです。本当の住民の声というのは隠れるのです。そういう意味では、その辺もきちんと冷静に見ながら、多くの人が何を望んでいるかということも踏まえてやっていく。この辺は、あちらがいいとかこちらが悪いという議論はやめてくれませんか。みんなで、みんなで協力してやらないと、本当にここから進まないのですよ。

○神本政務官

ちょっといいですか。4回目のこの円滑化会議で、私はこれから本格化していく今、ようやくそれぞれが自分の分担でやっていることを本音で出し合って、より迅速に円滑にやっていくにはどうしたらいいのかということが、ようやく出てきたなという気がします。それぞれ、うちはやっています、やっていますという話から一步進んで、今日はそのためのディスカッションの場ですので、本音で「お互いにうちは一生懸命やっているけれども、これ以上できない。どうしたらいいのですか」という話し合いが始まったなと思っておりますので、そういう意味で今日聞かせていただきました。

ADR センターの野山室長の方から、幾つも東電に対して要望・要求みたいなことが今日出されましたが、それも、本来的に事故を起こした東電と、事故に至るまでのこの原子力政策を進めてきた国の両方が、この事故収束と損害賠償については責任があるわけです。しかし、本質的に損害賠償というのは加害者と被害者がいるという意味での東電の損害賠償に対する立ち位置に対して、私も随分と繰り返し毎回言っていますが、被害者の方から声を聞いていますので、そういう意味では行政としてやらなければいけないこともあります。当事者としての第一義的な責任が足りないのではないかと、これまでの文科省側というかADR センターからの批判というのは、お互いに真摯に受け止める必要が私自身も行政としてあると思っております。そういう受け止めにぜひお互いに共有していただきたいと思っております。

ここは情報を共有して迅速・円滑に進めるための議論の場ですので、建設的に、今日のお互いのかなりシビアな意見も含めて、今後につなげていただきたいと思っております。以上です。

○守本参事官

ありがとうございます。もしよろしければ丸島理事、もしコメントがありましたらお願いしたいです。

○丸島理事

先ほどの議論は、それぞれが本音でおっしゃっていると思うのですが、今の点で申し上げますと、

ADR を所管しておられる文科のサイドとエネ庁の間で実務レベルの意思疎通をもう少し日ごろからよく図っていただきたいと思います。

先ほどの提案も、それぞれおっしゃっていたそれぞれの側面でそのとおりでして、ADR に申し立てられた大量の案件をどうするかということについて、東電と申立人が相対で争点整理や証拠の整理ができるものについては、東電の担当者にも入ってもらってその作業をやった方がいいのではないかというお話はいたしました。それについては、当然のことながら、被害者の方からは、ADR の申立てをしているのにまた当事者間の交渉に戻すのかという批判もあるでしょうし、そのようなことも十分踏まえた上で、ADR の手続きの枠の中で事前整理手続きのような形でできるものかどうかということでご検討いただいているというのが今の状況でございます。それは双方知恵を出して、ADR の手続きの中で当事者の信頼感を阻害しない形で、円滑に進むための手続きをお互い工夫して考えようというのが今の段階だろうと思います。そういう方向で知恵を出して進むということで、両者、ぜひご協力をいただきたいと思っておりますので、引き続き実務的にもう少し検討を深めていただければと思います。われわれもコミットさせていただきますが、よろしく願いいたします。

○柳澤副大臣

ごめん、ちょっと一つだけ、誤解をされると困るので。私たちは賠償問題から離れたいたいと思っているわけではなくて、これからこれが大きなメインの議論になってくる。これは私たち現地本部のメンバーもそうですし、復興庁が復興局になって人員が増えてきます。それから、環境再生事務所も、環境省の下に私たち経産省、国土交通省、農水省も入って、これから 200 名を超える規模になります。

私が言っているのは、そのメンバーの全員が賠償の問題に対して知識を持っていなければいけない。同じような答え方ができるようなたたき台を今つくりなさいという指示をしているので、私たちも一緒に受けます。一緒にやらないと、あちらが悪い、こちらが悪い、これはもう文科省の問題だ、東電の問題だというやり方では、ここからは本当に進まないということだけ。私たちも一生懸命やりますから、これがそういう円滑化会議になってほしいという思いなので、ぜひ理解しておいてもらいたいと思います。

○守本参事官

はい。それではすみませんが、今まで出された、エネ庁から資料 3-3 というたたき台というご提案をさせていただいておりますし、また、機構の方からもいろいろな問題点の指摘がありましたが、それを踏まえて、東京電力の方からちょっと今後についての考え方をもしご紹介いただければと思います。

○廣瀬常務

本当にあらためてですが、皆さんに本当に大変ご迷惑というか、大変なご協力をいただいて、誠に申し訳なく思ってお聞きしていたところです。私どもは1年間、賠償を全く経験のない中からさせていただいて、この1年間、本当に試行錯誤という聞こえがいいですが、本当にもぐらたたきの連続でありまして、どうしても想定し得ないというか、われわれが想像をしていないケースがたくさんたくさん、次から次に出てきまして、それに対して後追いで追っかけ追っかけとすることをずっと繰り返してきました。そういう意味で、本当にこのままではいけないと思っておりますし、何とかスピードアップを含めて被災者の方にどのように素早い対応ができるのかというのは本当に永遠の課題だと思っておりますので、皆さんのお知恵を今後ともお借りしてやっていきたいと思っております。

ただ、一つわれわれ自身として、ある程度の覚悟を決めて、今、対応していかなければならないという思いを新たにしているところは、ご存じのように、今、自主的避難の賠償が始まりまして、昨日それを県南地域などにさらに広げたために、また対象の人数が多くなっております。いよいよこの後議論になると思っておりますが、不動産の賠償であるとか、新たな線引きに基づいてということになって、金額も大きくなります。それこそ、ペットを買ったとかテレビをどうしたとかという話でないような、本当に皆さんの将来の生活を左右するような大きな金額を取り扱わなければいけないという段階にきまして、当然、これこそがまさに個別のケースになっていくのだらうなど。今まではある程度の類型化というのは、ペットはこうしましょうと、もちろん犬と猫は違いのだらうけれどもペットは、というようなことでできのかもしれませんが、しかし、いよいよ「廣瀬さんの家は150坪あるけれども」という話になるわけですから、なかなか個別性が増しこそすれ、類型化という意味での、類型化の定義があるかとは思いますが、いよいよ一つ一つに対して個々の対応をしていかなければいけないのだらうなどという思いを強くしております。

なかなか厳しいのですが人も増やし、福島でやはり個々のマンツーマンディフェンスに近いような形で、誰々さんのケースは誰々がというような方向で、数が多くてそこまで完璧にはなかなかできないのですが、ただ、方向的にはそのような体制でやっていかなければいけないと思っております。また、皆さん方から、今日のお話もこれからのお話も含めて、その辺のお知恵をいただいて、われわれとしてもとにかく皆さんにご迷惑をかけないように、まずは私どものところでスムーズに解決できるのが被災者の方々にとってもベストですので、一生懸命頑張っていきたいと思っております。今後ともいろいろご指導いただければと思っております。

○守本参事官

それでは、よろしければ次の議題に入りたいと思っております。第二次追補とそれを踏まえた賠償の

対応についてです。だいぶ時間が押してきておりますので、文部科学省の方から、追補概要をご説明いただきますが、恐らくご存じの方が多いと思いますので簡潔にお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。

○松浦次長

それでは、資料4に基づきまして、ごく簡単にご説明します。3月16日に第二次追補を出しまして、これから支援チームが中心となって現在、地元の自治体と区域の再編計画の協議をしていますが、それに基づく考え方として出しております。

これについて、1月27日に郡山市で紛争審査会を開催した際に、各首長さんからいろいろなご意見をいただきまして、かつ3月5日には福島県の方から正式な要望書もいただきまして、そういったものも踏まえて、被災地の声を十分に反映した形でつくっていると考えております。

特に強調すべき点は、「1. 避難区域見直し後の避難費用及び精神的損害」については、やはり移住を決める者と避難を継続して帰還する者に不公平感が生じないように、あるいは区域の設定でもって不公平感が出ないように、あるいは早期に帰還したら賠償金が打ち切られる等の不公平感が出ないようにといった声が非常によく聞かれましたので、そういった点に配慮した指針になっていると思います。

また、「4. 不動産」についても、中間指針の示した基準ではやはり不足があるという声も多数いただきましたし、東京電力の方でもやはり不動産については金額が大きいということで、詳細な基準を出すことを躊躇していたという事情も鑑みまして、この区域に応じた価値減少率を推認するような形にしております。

ただ、強調したい点として、私も地元説明会等に出向いていろいろ聞いておりますが、やはり区域の減少率がこれ以上は絶対に上がらないという誤解もよく聞かれます。あくまでこれは区域一律に適用される基準であって、これを上回る価値の喪失または減少した部分というのは当然、中間指針に基づいて賠償すべき損害です。この点を、私は何回も強調して説明しておりますが、皆さんによくご認識いただいた上で、いろいろな対応をしていただきたいと考えています。また、再取得価格の点についても非常に切実な問題としていろいろな声が上がっておりますので、こういった点についても強調して説明したいと思っております。

また、「6. 自主的避難等に係る損害」、1月以降については区域設定を行わず、子ども・妊婦について個別に判断となっておりますが、これも被災地等から聞かれる声として、特に若い世代はもはや戻りたくない。あるいは戻ったとしても戻った先での相当な精神的苦痛があるのではないかという声がかかります。これについては能見会長もおっしゃっていましたが、やはり戻った先での精神的苦痛等については、自主的避難と同様に考えていくことが基本になると思います。

ので、この点は今後、非常に議論を呼んでいくと思いますが、この6.に応じて対応していく必要があると考えております。

また、最後の「8. 東電の対応」ですが、これは先ほどの議論とも関連しますが、やはりこの柔軟かつ合理的、「全部または一定の範囲を」といったところをより柔軟に対応していくためにも、いろいろな裁量権を与える、あるいは私の個人的な考えかもしれませんが、金額や事の軽重に応じてある程度現場での裁量を与えて、基本的に紛争になる前にある程度ものを解決して、これから不動産とかより大きい賠償案件が出てくるときには、そのような小さいことでもめていて足元がつかずくようなことがないように、できる限り対応していただきたいと思います。

以上です。

○守本参事官

ありがとうございます。続きまして、それを踏まえて今後どういう論点があるかを整理させていただきましたので、資料をお配りさせていただきます。二つ資料をお配りさせていただきますが、議論のたたき台としてかなり踏み込んだことも書いておりますので、恐縮ですが、これはこの場での議論だけに使わせていただいて、後で回収させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、これも簡単をお願いします。

○西田企画官

資料5としてお配りさせていただいているフリーディスカッション用資料についてです。これは二次追補を踏まえ、東京電力が賠償を実施するに当たっての具体的な方針を今後定めていくということですが、その場合の論点を列挙したものです。

最初に、「不動産の価値の喪失・減少等」については事故直前の価値を具体的にどう見積もるか、また、居住制限区域及び避難指示解除準備区域の減少率をどのように考えるのかということが論点です。また、屋内財物の賠償についても、どのように考えるのかといったことを挙げております。

二つ目は、「営業損害・就労不能等に伴う損害」です。これについては終期について個別具体的な事情をどのように判断するのか。また、特別な努力の具体的な内容をどのように考えるのかといった論点を挙げております。

三つ目は、「旧緊急時避難準備区域の避難費用及び精神的損害」です。これは「第1期及び第2期において帰還した場合や、事故発生当初から避難せずにこの区域に滞在し続けていた場合には、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る」としているところですが、これらの方々の扱いをどのように考えるのかといったことです。

最後に「その他」ですが、今後検討すべき課題として、避難区域解除後の精神的損害の終期、そして帰還困難な期間が長期化した場合の精神的損害の扱い、本年1月以降の自主的避難に係る損害の扱いという点をその他の項目として挙げています。

最後にスケジュールですが、今後、追補で示された損害につきましては、被害者の方々の生活再建に非常に影響が大きいということで、警戒区域の見直しの議論に後れることなく、4月中に賠償の方針・概要を公表、その後速やかに基準の策定をお願いしたい。また、緊急性の高い賠償項目については、極力早急に基準を検討していただきたいということを記載しているところです。

続きましてA4の横ですが、要回収ペーパーとしまして、それぞれの区域の標準的な家族の賠償額のイメージというものを配らせていただいております。ペーパーの中身について、ちょっとご説明いたしますと、Aと書いてありますが、ここは避難解除準備区域の方。

○守本参事官

Aは帰還困難でしょう。

○西田企画官

失礼しました。すみません、Aは帰還困難区域の方です。Bは居住制限区域の方、そしてCが避難解除準備区域の方です。代表的な家族構成としては、夫婦と子ども2人ということで、収入としては夫が月30万円、妻が8万円、また、その建築物・外構の時価として1250万円といった前提を基にシミュレーションをしたものです。

一応、説明は以上です。

○守本参事官

ご覧をいただいて、それぞれの論点が非常に難しいということですが、今日はこれでどれか決めようといったことではなくて、やはりいろいろお立場によって、それぞれ考えるべき視点もあると思いますので、そういった点をご指摘いただいて今後の議論の糧にするというのが今日の議論の趣旨ですし、ここでの内容は今日のプレスの中には一切入れておりませんので、その前提でお話をいただければと思いますのでよろしく申し上げます。

○丸島理事

一つご質問なのですが、先ほど審査会のお話があったのですが、審査会の作業としては、一応の考え方もお出しになって、当面はそれに次ぐものが今準備されているわけではなくて、一応ここで一つの段階ということでよろしいのですかね。

○松浦次長

はい、おっしゃるとおりです。基本的には中間指針の積み残し事項などをすべて今回整理したというので、今後、審査会としてはきちんと一応いつでも何かできる体制には整えておりますが、

当面何かするという予定は立っておりません。

○丸島理事

そうですか。はい。それともう一つ、今のこの論点はいずれも重要な論点だと思うのですが、速やかに基準の策定を4月中に図ることとすると。これは基準としては、東電が交渉の中でこのような考え方で臨むという、東電としての考え方の基準という整理になるのでしょうか。

○松浦次長

はい。そうです。

○丸島理事

そのための、問題提起という性格だということによろしいですか。はい。

○守本参事官

すみません、ちょっと今の文科省のあれについての確認なのですが、私どもの理解が違うといけないと思うので。今回の中間指針の中で、幾つか残されているとか不確定要因に残っているものがあつたと私は理解してしまして、例えば帰還困難区域は一括して1人600万円となっていますが、これについて、延びた場合についてどのように考えるか。あるいは、この準備区域解除後、いつまで精神損害が続くのかという部分については、これは今回は当初6カ月という案も出ていて、それが今回については定めなかったわけですが、そういった点についての審査会の扱いはどのようになるのでしょうか。

○松浦次長

はい。最後の「4. その他」に列挙されている事項についてだと理解して、まずそれぞれについてお答えします。

まず、相当期間は6カ月という案と終期を示さないという案の両方が議論されましたが、まだ一度も解除の実績がないとか、あるいは原災本部が示している解除の条件も非常に幅があると見られ、実際にその状況になってみないと分からないということで、個別に判断されるべきとなっています。

これは誰が最終的に判断するのかは、審査会としても最終的には明確に示しておりません。これについて、個別の自治体なりとの協議の間で合意できる場合もあれば、やはり審査会として何か示す必要があるとなる場合も想定されると。もし、審査会として何かやる必要があるとなれば、そこは審査会としては、やる用意があるというふうになっております。

また、この600万の上乗せの部分については、基本的には東電が個別の事情に応じて、被害者と協議しながら上乗せを図っていくと。この上乗せ部分について、また審査会が何か基準をつくるようなことは想定されておりません。

また、(3)の自主的避難等について、私も先ほど少し申し上げましたが、これはさまざまなケースがあると思います。県南等、あるいは丸森とかそういったものもあれば、まさに区域の中に今後帰っていく、帰っていかないというところでの同じような問題も出てくると。そういった自主的避難と言ってもさまざまな問題もあり、最近いろいろ当たっている中では、特に後者の、区域にもう帰らないとかそういったところについて、これからの区域見直しの交渉の中でも、かなりイシューとして上がってくるのではないかと少し感じていることです。

○守本参事官

ありがとうございます。急に資料をお配りして、皆さんのご意見をというのなかなか恐縮ではあったのですが、やや事前にやりづらいこともあり、今回まさにフリーディスカッションということですので、ぜひ活発にご意見をいただければと思っております。

(3) その他

○西田企画官

フリーディスカッションということですので、ぜひご発言させていただければと思うのですが、2枚目の今回指針で営業損害・就労不能等に伴う損害という形で、終期について「①当面は終期を示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断」となっています。先ほど松浦次長からも、やはり実際の実情を踏まえないと、なかなかそこは判断が決められないというご発言もあったところなのですが、この賠償については先ほど副大臣からのお話にもあったように、単に賠償だけの話ではなくて、復興再生をどのような形でしていくかということとも連携しながら考えていく必要があると考えております。

従いまして、賠償の見込みというものは、被害者のビヘイビアというか行動をだんだん誘導していくという部分もありまして、やはり営業損害・就労不能の終期については、ある程度事前に示した上で、どこを復興再生の方に誘導していくかという取り組みも、そこは賠償と復興が連携しながらやっていく必要があるのではないかと考えている次第です。そういった場合に、現場の実情が出るまで終期を待っていると、そこに引きずられて復興が進んでいかないという現象も考えられるかとも思いますので、この終期の問題については今後、どのような形で事前に示していくのかは大変重要な問題だと考えております。

○野山室長

ちょっと質問をよろしいですか。横長の表の(前)(後)とか(H)(W)というのがどういう意味なのかということと、それから不動産Aが2000万円となっていますが、先ほど1250万円とお

っしゃったこととの関係がどうなっているのかだけちょっとお願いします。

○西田企画官

この検討の論点として書いてあるところについては、これは……。すみません、失礼しました、はい。

○守本参事官

私の方からお答えします。(前)(後)というのは、前というのは現在までに支払った額という意味です。後というのは今から支払っていくという意味です。(H)はハズバンド、(W)はワイフという意味です。それから不動産はAについて2000万円となっているのは、こうするのが適当かどうかはちょっと分からないのですが、指針には再調達価格を考慮するとなっていましたので、帰還困難の場合には明らかに外で再調達をしなければいけないということからすると、これぐらいのことを考えないといけないのかというので、これは全く私どもで勝手につくった金額です。

○野山室長

4人家族のケースですか。

○守本参事官

4人家族のケースです。

○廣瀬常務

一つよろしいですか。先ほどの西田さんのお話に戻るのですが、私どもは最近、副大臣も何度もお聞きになっていらっしゃると思いますが、首長さんからのご意見で、終期や不動産の賠償そのものに対して、これから示される賠償の基準によって帰還が早まったり早まらなかったりしてしまうというのを首長さんの皆さん方は大変心配されていて、非常に矛盾するのですが、帰還を促さないような賠償になりますと、コミュニティが戻らないというご心配を随分いただいております。さはさりながら、逆にどうしても戻らなければいけないようなことももちろんできるわけもなく、大変われわれはこれから考え方なり基準を考えていく上で、非常に全く矛盾するケースになってきておりまして、ここだけの話、首長さんとしては、何とかコミュニティを復活させたい、たくさんの方が、少なくとも戻る方を選択するようなことにしてほしいというのがある一方、多分それを住民の方の前でおっしゃれば、そうではない方々から、また当然のことながらクレームが出るということで、首長さん方は大変悩んでいらっしゃいます。

われわれとして、どのようにできるかというのは全くないのですが、そうした視点は非常に難しいのですが、これから考えていく上で重要なポイントかなと思って、西田さんのご意見と似たような話ですが。

○柳澤副大臣

現地の審査会を郡山でやってもらいましたよね。あのときに首長さんが出られて、結構本音の話をされたと思うのです。1月31日に帰村宣言をした川内村の遠藤村長も、今、12市町村長さんは全員が、できるだけ早く戻りたいということを中心に全部議論をされていて、そうすると賠償が帰村あるいは戻っていく、帰還していくことにマイナスにならないようにという要請は、非常に私たちには強いのです。

私自身も、現地に入って現地本部あるいはオフサイトセンターのメンバーとずっと話をしているのも、私たちの仕事は一人でも多くの人に一日も早く戻っていただくために何ができるかを考えていきたいということが今の大事なスタンスとして持っています。そういう意味でいくと、この賠償とその政策的なその後の援助は別問題だとしても、もう少し何か連携して、戻った人に賠償から今度は違うものに切り替わってうまく動くような方法。例えば飯舘村で実は議長、副議長さんから言われたのですが、「本部長、もう賠償よりも、戻ってきたら除染の仕事を村民にやらせてくれないか。金を出してくれ」と。自分の村を自分できれいにしていく。危険手当は、今は1万円を付けて、あとは体力に応じて時給でとなれば、例えば1日1万5000円出るとすると、20日働けば30万円となれば、むしろ賠償などをするよりも、そのような形で働く場をどうつくっていくのかということ、厚生労働省の雇用の方だとか、いろいろ省庁の枠を越えて検討してくれないかというお話もいただいています。私は賠償とその後戻っていくのをどううまくつなげていくかということは、これから一番大きな課題になってくるなということで、今一番頭を悩ませているところです。

恐らく聞いていただければ、本音のところ「お金がたくさん欲しい」とやると、実はコミュニティが壊れる、いわゆる帰還が遅れる、家庭が崩壊する、もっと言えば個人が、人間が壊れてしまう。1年も仮設にいと、心だけではなくて体も動こうとしなくなる。とすれば、働かないでということがずるずる引きずられるようになるのが、ある意味では一番恐い。そうなってくると、ますます帰ってこられなくなる。ですから、遠藤村長がなぜあの1月31日の帰村をあれだけ悩んで、僕は午前に行って「やってください。あとは僕らがフォローするから」と。でも「すごい不安で不安で」と言っていたのは、でも早くやらないと、戻ってくる人がもっともって減っていつてしまうという危機感が強くあるのです。

ですから私どもでは今、川内村がモデルで、飯舘にあった菊池製作所の社長にお願いして工場を出してもらおう。それからヤマト福祉財団から寄附をもらったので野菜工場を造る。それからバイオマス。今まで温泉をしていたのですが、これを発電にどう切り替えるか。それをどこまで補助を出して、立地補助金からあらゆるものを作って、雇用の場を併せてつくるという取り組みに今入らせてもらっているのですが、賠償がそういう形でどうつながっていくかというのも、ちょ

っと頭に皆さん置いていただければ、そんな知恵をまた貸していただければなど。ただ、審査会の方もその辺であまりにも賠償だけでばた一つという形ではなくて、やはり終期をどこかで切るということも誰かが一緒にやらないと、これは難しいと思うのですよ。ということもちょっと、問題提起しておきます。

○神本政務官

その件でちょっといいですか。自主的避難の範囲を23市町村と決めて出したときに、かなり大きな声で23市町村外の方たちが「県を分断するのか」ということで、今回そこは東電の方で手当てされるようになっていますが、そのときに確かうちの大臣もそうでしたが、賠償という形ではなくて、何らかの補償が検討されるように提言するとうちの大臣も言っていたときがあったのです。ですから今の終期の問題も、損害賠償としては、国全体、政府としてどのように区域を見直して、居住制限とか帰還困難とか、そのように分けていくのかというのが見えないときに、終期を損害紛争審査会として示せないということですので、今、副大臣がおっしゃったように、損害賠償とは別の形の政府としての補償を、例えば福島の基金で何らかの補償をそこに足してするか、そういう案も聞いたことがありますので、それについては、ここはそれを議論する場ではないと思うのですね。だから、それはそれで課題として、政府全体でやってもらうという提起も、ここから提起をすることはできると思いますが、そういう位置付けではではないかがでしょうか。

○守本参事官

そういうこともありですね。今、被災者支援チームに入ってもらい、今日はそこまでの議論はできませんでしたが、そういうつながりをどのように付けていくかは相互に考慮していかないといけない部分だと思いますので、賠償は賠償で独立していると、何かどこかでぶつと切れてしまうということにならないように、私どもも努力していきたいと思っております。

○丸島理事

今、副大臣がおっしゃった視点はとても大事だと思います。それで、ただ、この議論が賠償の方の終期論だけがクローズアップされると、打ち切りを先行させるのかという議論が常に出てくるものですから、おっしゃっているとおりに帰還を促進して、現地でこうやってやっていけるのだという政策的なものがきちんと前に出て、それとの関係で終期論がつながるような格好に是非していただきたいと思います。終期論だけが先行することの非常な恐さというのがありますので、そこをよく全体的にご判断いただきたいと思います。

○柳澤副大臣

どちらにしても、急ブレーキをかけてずばっとやるのは難しいと思うので、いろいろな山形とか地域からの声も引くくめて、うまくブレーキを踏んで、それで大きな混乱がないようにうま

く着地をしていくという知恵をみんなで出し合っていくときに、そろそろ来ているだろうと思うのです。それが政策として、賠償の後どういうフォローが動くのかということも含めて、ここで議論することではないとしてもここから発信していくことも大事なので、そのようなことも頭に置いて、この円滑化会議でもぜひ議論をしていただきたいし、審査会の方にも、地元の声をもう少しきちんと伝えていくことも必要ではないかとも思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○守本参事官

今の課題について植田室長、もし何かあればお願ひをします。

○植田室長

すみません、先ほどの、例えば福島の政務官の方からの個別のお話があつて、それについてですが、この円滑化会議の前半の方で、1回目、2回目あたりだったと思ひますが、福島県に対する支援として予算化していくというご紹介もさせていただいて、それは現に2月に予備費を閣議決定して、3月には今後交付決定に向かつて今、事務を進めているということもあります。現にそういう取り組みを進めているということがあります。いずれにしても、支援策については副大臣のご指導をいただきながら、引き続きしっかりとやっけていきたいと思ひています。

○守本参事官

ありがとうございます。

○野山室長

一つだけよろしいですか。この案を見まして、私どもがいろいろな事件を通じて、少し感じていることの一つに、警戒区域の家屋の傷みという問題があります。まず、地震由来で傷んだという家屋が結構あるのですが、それが屋根にブルーシートを掛ける暇もなく、皆さん避難を余儀なくされているので、中が非常に傷んでいる家屋が非常に多数あるそうです。そういうこともあつて、ただ解除されて6カ月でいいのかみたいなことについて、そういう観点からも疑問を持っていたのですが、その場合のリフォーム費用が地震・津波由来何パーセント、原発由来何パーセントということで、やはり結構な賠償の対象になってくるかと思ひます。恐らく、ここの不動産というのは客観的な価値の原価だけを考慮おられるのでしょうか、私どもは恐らく警戒区域の解除が進むにつれて、そういうリフォーム費用の賠償請求が結構出てくるのではないかという予測を持っておりまして、それは結構高額になり、それから地震由来と原発由来の割合をどう決めるかということも、結構大きな賠償項目として問題になってくるであろうという予測を持っていることを、一つだけ発言させていただきます。

○守本参事官

ありがとうございます。今、一応補足をしますと、この資料自体はどちらかというと個別についてこうなるということよりは、トータルで見ることが必要なのではないかとということで、項目を全部足し上げてみるとこのようなイメージになるのかなという、ただそれだけのものとしてつくったということです。

また、リフォーム、私も川内村の説明に行ってきましたが、実はここで最後に緊急性の高い賠償項目も極力早急にというのは、リフォームなどは恐らく一番重要な問題かと思っておりますので、ここで書くともたそれでは決まりみたいな話になるので今日は書きませんでした。そういった点についても恐らく東京電力の方ともよく相談をさせていただいて、進めていく必要があるのだろうと思っております。

ほかにございますでしょうか。それではすみません、最後に廣瀬常務、もしコメントがございましたらお願いします。

○廣瀬常務

繰り返しになりますが、まさにこれから量的にも、それから質的な難しさにおいても、本当にあらためてですが山場を迎えるのだろうと思っております、われわれも一生懸命体制を強化するなり、今日いろいろご示唆をいただいたことも含めて、できる限り私どもの考えていくべき基準等々のポイントについても、早急に検討していかなければいけないと考えております。特に今最後のポイントになった点につきましては、まずはとにかく考え方ということでしょうか、われわれとしてはこのようにやっていくのだということになるべく早めに4月中にお示しして、もちろんそれに基づいて一人一人が幾らになるかというのは、またその次のもう一つの段階になりますし、これは先ほども言いましたが、現地に確認するとか、あるいは不動産鑑定士の方にお力をいただくとか、もっと細かいことが必要になると思っております。

まずは私どもとして考え方を示して、先ほどの点に戻りますが、できればそれぞれの方が今後どのようにご自身の生活を考えていくのかということの一助になればと思っております、なるべく早めに私どもの考え方を示して、あとどのくらい待たなければいけないのか、その間どういうことになっていくというのがイメージできるような、個々の何千万円というのは分からないまでも、そういうことはそういうことで賠償されて、この間こういうことが賠償されるのだということがイメージいただけるようなことを、まず早めにお示ししたいと考えております。また皆さんのお知恵をお借りして、しっかりやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○守本参事官

ありがとうございました。そろそろ時間にもなってきましたので、恒例ですが、また本日の14

時から会議結果、プレスをさせていただきますので、これもまた事務局の方で事前につくった案をお配りさせていただきますので、詳細は事務的に詰めますが、取りあえずコメントがあればちょうだいしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。また事後にでもお話いただければ結構です。今日は、大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。また、すみません、事務局が差し出がましいコメントをいたしまして、失礼いたしました。次回の原子力損害賠償円滑化会議ですが、あらためて日程を調整させていただきます。基本的には先ほど廣瀬常務の方からもお話がありました。考え方をある程度紹介できるようになった時点でやらせていただきたいと思いますし、またできれば、先ほどの役割分担といいますか、たまっているものをどういうふう処理していくかということも一歩二歩踏み込んで議論をさせていただいて、前進を示すことができればと事務局としては思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に柳澤副大臣から締めくくりのご発言をお願いしたいと思います。

○柳澤副大臣

どうもありがとうございました。今日はちょっと私も強く言いすぎた部分があったかもしれませんが、実は復興庁ができて、前に副大臣だった松下さんが復興庁の副大臣福島担当になられて、今、週2回事務局、ここにはもう警察から何から全部入って情報の共有化をしなければいけないということで会議をさせていただいています。私もできるだけ出るようにさせていただいています。

それから、私は月曜日と木曜日に現地本部の全体会議を入れているのですが、昨日も往復させてもらいましたが、木曜日は必ず足を運んで、そこには警察、自衛隊、海上保安庁も含めて消防本部も全部入り、それから東京電力さんにも入っていただいて、そこに復興局からも環境再生事務所からも来ていただいて、情報の共有化を図らせてもらっています。

実はここからは、本当に今までの総論ではなくて各論になってきますから、情報がきちんと共有化をされる。それで基本的にはワンストップで解決される。僕はその窓口は復興庁だと思っています。ですから私は現地本部のメンバーには、今まで目立たないところで倍以上の仕事をしてくれと。なぜかといえば、いわゆる復興庁も環境再生事務所も新しい組織を今つくっているところなのです。そこを僕らが、1年間やってきたメンバーがリエゾンも含めてどうバックアップできるか。目立たないところで今までの倍の仕事をしてほしいと今、強い要請を出させてもらっています。

今日、そのこともあって、この会議で私が一番言いたかったことは、今まで半年間一番苦勞してきたのが、やはり省庁の縦割りでした。僕の上司が枝野さんで、原発担当が細野さんで、それで復興が平野大臣なのです。それがばらばらに動いていることが、どれだけ地域の皆さん、住民

の皆さんに混乱を与えるかというのは肌身で感じていまして、ここをこの円滑会議も含めて一体になって、共通の情報がきちんと下りていく。少なくともそこで逃げない、あるいは言い訳をしないということをしていかないと、ここからは私は進まないと思っています。

そういう意味ではぜひ今回のこの円滑会議をスタートにして、この後の事務方の会議もさらにもう少し密にさせていただきたいし、必要であればこの円滑化会議を随時開いて、もう一回情報の共有の場を、ここからが一番大変になってくると思いますので、私からお願いしておきたいと思っています。

一つだけ。私は、福島の皆さんは、戻りたいのですよ。マイカーで4時間の立入をして、冬物衣料を持ち出したという中に、実は仮設を回って何を喜んでもらえたかということ、「お墓参りができなかったけれど、お墓参りができた」と。もっとあったのは、「申し訳ないが本部長、警戒区域内のお墓に納骨させてくれないか」と。そういう意味でいくと、私は野田総理が言っている福島の再生というのは、僕らは除染は日本の英知を集めてセシウムをみんな吸着してきれいにして、一人でも多くの方が一日も早く戻って、昔のふるさと、生活に戻れるということを頭に置かなければいけないし、この前みんなに話しました、中間貯蔵を造るのはごみ捨て場を造るのではないぞと。福島第一もきちんと抑え込むし、あるいは中間貯蔵も、もっと言えばピラミッドみたいな観光ルートに乗ると。そこに研究所があつて、世界の学者が集まってくる。新しい福島がスタートをするところまで、再生というのはそういうことだろうと。いったん離れた子どもたちも、後から戻ってくるような形にしていかなければいけないという思いであります。

これは、思うのは簡単ですが、ここから進めるのは大変なことです。特にこれから首長さんは、住民の皆さんの声がばらばらになってきます。その辺を僕らがどこまでバックアップしてあげられるのか。そういう意味では、私は東電さんのために言っているわけでも何でもなくて、東電さんも全部抱え込まないで、困ったら言ってください。なぜかという地域皆さん、住民の皆さんのために私たちはやっているのだと。目的は何かということをお忘れしないようにしないと、私はいけないと思っています。気を付けないと手段が目的になってしまう。円滑化会議を開くことが目的ではないのです。このことをもう一度皆さんと確認をさせていただきたいと思います。

ということで、これからも事務方も含めて、もっと率直に本音の議論をぶつけ合わないところから先は進まないということで、ご協力をいただければと。

もう一つ。すみません、これも回収してくれるそうですが、情報を漏らさないようにしていただけますか。僕が一番困るのは、メディアに流れてから首長さんというやつが一番困ってしまうのです。この辺はぜひ、この会も含めてそれぞれのところで情報管理だけはぜひ大切にさせていただきたいということをお願いしておきたいと思っています。以上です。

○守本参事官

どうもありがとうございました。今、お話もありましたが、要回収の資料は通し番号を打っております。これは机の上に残しておいていただければと思います。それではこれもちまして、第4回原子力損害賠償円滑化会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —

総括基準の要点

原子力損害賠償紛争解決センター

1 営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法

(要旨)

本件事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在し、代表的な例としては、

- ① 平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の同期の額、
- ② 平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の年額の1/2分の1に対象月数を乗じた額
- ③ 上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均を含む。）などが挙げられる。

仲介委員が、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される。

(理由)

本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法には、複数の合理的な算定方法が存在するが、その複数の方法を比較しても、いずれも期待利益の予測方法であり、決定的に優れた方法は存在しないのが通常であることから、その算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられるため。

2 営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除

(要旨)

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、

- ① 本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、
- ② 当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、
- ③ その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しない。

上記③の場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額又は損害額を超過する部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除する。

(理由)

- ① 本件被害は、突然に発電所を中心とする半径20kmの同心円上の全域の営業・就労等の生活基盤を破壊され、地域住民の全員が遠方に避難を余儀なくされたことによる営業損害や就労不能損害であるが、遠方の避難先における営業又は就労は、将来の生活再建の見通しを立てなければならない（あるいは将来の生活再建の見通しも立たない）という状況の下で、勤労に当てることができる時間の全部を営業又は就労に当てることができず、また、重い精神的負担を伴うものであるのが通常であることから、一般に容易なものではなく、そこでの収入もアルバイト的なものにすぎないのが通常であるため。
- ② なお、要旨③の場合には、原則として、一人月額30万円を超える部分に限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除する。

以上

総括基準に関する決定

〔 総括委員会 平成24年4月19日決定 〕

当委員会は、原子力損害賠償紛争解決センターに申立てがなされた事件のうち、複数の事件に共通する下記項目の取扱いについて、総括基準を策定するものとする。

記

- 1 営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について
- 2 営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について

以上

原子力損害賠償紛争解決センター 総括委員会

総括委員長 大谷 禎 男

総括委員 鈴木 五十三

総括委員 山本 和彦

総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

（総括基準）

本件事故がなければ得られたであろう収入額については、唯一の合理的な算定方法しか存在しないという場合は稀であり、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りる。

合理的な算定方法の代表的な例としては、以下のものが挙げられ、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものと推定される。

- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の同期の額
- ・平成22年度（又は平成21年度、同20年度）の年額の12分の1に対象月数を乗じた額
- ・上記の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成20年度から22年度までの各年度の収入額に変動が大きいなどの事情がある場合には、平成22年度以前の5年度分の平均値（加重平均を含む。）
- ・平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、上記の額に適宜の金額を足した額
- ・営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値などをもとに推定した額
- ・その他、上記の例と遜色のない方法により計算された額

（理由）

本件事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法に

は、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常である。しかしながら、その複数の方法を比較しても、いずれも期待利益の予測方法であることから五十歩百歩であって、決定的に優れた方法は存在しないのが通常であることから、その算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられる。

以上

総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

（総括基準）

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。

利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するものとする。

（理由）

- 1 本件被害は、突然に発電所を中心とする半径20kmの同心円上の全域の営業・就労等の生活基盤を破壊され、地域住民の全員が遠方に避難を余儀なくされた（半径30kmの同心円上においても類似の被害が生じた）ことによる営業損害や就労不能損害である。そうすると、遠方の避難先における営業又は就労は、将来の生活再建の見通しを立てなければならない（あるいは将来の生活再建の見通しも立たない）という状況の下で、勤労に当てることができる時間の全部を営業又は就労に当てることができず、また、重い精神的負担を伴うものであるのが通常である。このような営業又は就労は、一般に容易なものではなく、そこにおける収入もアルバイト的なものにすぎないのが通常である。

2 前記のような避難先における営業又は就労の特殊性を考慮すると、当該営業又は就労は、本件事故がなくても実行されたと見込まれるとか、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するとか、その利益や給与等の額が多額であるなどの特段の事情のある場合でない限り、臨時のアルバイト的な収入であると評価するのが相当であって、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないのが相当である。

なお、利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりする場合においては、多額であるとの判断根拠となった基準額を超過する部分又は損害額を上回る部分のみを、営業損害や就労不能損害の損害額から控除するのが相当である。

避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等の額が多額である場合とは、1人月額30万円を目安とする。したがって、原則として、30万円を超える部分に限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除することとする。

以上